

意見書案第13号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

令和3年12月14日提出

提出者 中間市議会議員 柴田芳信

賛成者 中間市議会議員 田口澄雄

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

消費税法におけるインボイス制度は、インボイス（適格請求書等）と呼ばれる伝票（請求書や領収書）をもとに消費税の納税額を計算する仕組みで、税務署から登録番号を記載したインボイスを取引が発生する毎に交付する制度である。

平成28年度税制改正法案において可決し、消費税の引き上げ延長の影響により、令和5年10月から実施するため、今年10月から登録申請の受付が始まりました。

新型コロナウイルス感染症の感染は世界で広がり続けており、我が国においても、経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅に景気が後退しており、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いています。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえに、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者にも事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。また財務省の試算によると、約161万社がインボイス導入を機に課税業者になり、1社あたりの負担額は15.4万円。試算の上で想定したのは、売上高550万円、粗利益150万円という小規模事業者である。

昨年10月、日本商工会議所が公表した「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査結果」によると、課税事業者の約2割が「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」と免税事業者との取引を見直す意向を示しています。

また、新型コロナウイルスの影響もあり、約7割の事業者がインボイス制度導入に向けて特段の準備を行っていません。

中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかける。

また日本税理士会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会、全国商工団体連合会などもコロナ禍の対応に追われる各事業者にとって、大きな負担になることを強く懸念しています。

よってインボイス制度の実施中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月14日

中 間 市 議 会

内閣総理大臣	岸田 文雄	様
財 務 大 臣	鈴木 俊一	様
総 務 大 臣	金子 恭之	様
経済産業大臣	萩生田光一	様
衆議院議長	細田 博之	様
参議院議長	山東 昭子	様